

長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会

- 開催日時 令和2年8月31日（月）午後4時00分から午後4時50分まで
- 開催場所 県庁本館3階 特別会議室
- 出席委員 武重正史部会長、加藤久雄委員、神戸美佳委員、中條智子委員

1 開 会

企画振興部総合政策課 木下課長補佐兼土地対策係長から委員の出席状況について報告があり、長野県総合計画審議会条例に基づき会議が成立している旨、説明

2 あいさつ

企画振興部総合政策課 金井課長からあいさつ

3 会議事項

(1) 長野県土地利用基本計画の変更について

- ・ 企画振興部総合政策課 伊藤主事から土地利用基本計画の変更案について説明
- ・ 林務部森林政策課 堀内担当係長、森林づくり推進課 松原主査から森林地域の変更（縮小）について説明

(武重部会長)

事務局の説明についてご質問、ご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。

(加藤委員)

県の方針として、森林を削って、太陽光パネルを設置するというのは無制限にできるものなのですか。どういう状況でよくて、どういう状況でいけないのでしょうか。

(総合政策課 金井総合政策課長)

環境部局に確認が必要ですが、太陽光発電パネルの設置について、目標とか規制の基準等の方針はないのではないかと思います。環境アセスメントの対象となる規模のものは、それに基づいた手続きをしっかりと行っていただいて、住民の皆さんの了解を得ながら実施する。アセスの対象にならない規模のものは、必要な林地開発許可や農地転用の許可等を行って実施することとなります。

(加藤委員)

そうしますと、今後も長野県の森林に関しては、林地開発の4要件をクリアできれば、地域住民の方の理解を得たうえで開発できてしまうということですね。今、太陽光パネルの価格は安くなってきているので、採算としては見合うようになってきていますよね。そうすると長野県がSDGsを推進している一方で、どんどん森林を削って太陽光発電を作って、県の自然エネルギーの目標が達成されるというのは相反する気がします。

(総合政策課 金井総合政策課長)

御懸念はもっともです。現時点に置きましては、個別の法規制をクリアできれば太陽光発電施設を設置できる訳ですが、今後、太陽光パネルの設置による森林の伐採が進み、森林面積が減っていくという状況となれば、何らかの措置の必要性が生じてくる可能性はあります。現時点ではそのような状況ではないということかと思われまます。

(加藤委員)

長野県の全体の森林面積からすれば、今回の減少面積は少ないものではありませんが、長野市ではガイドラインを設けて、景観の観点から大規模な太陽光発電施設の規制をしておりますし、森林を削ってまで太陽光パネルを設置することには矛盾を感じます。

(総合政策課 金井総合政策課長)

加藤委員の問題意識につきましては、庁内の関係部局にお伝えしていきたいと考えております。

(武重部会長)

昨年の部会でも、同様の意見がありました。県外では外国資本により山林が買われるといった事例があり、SDGsを推進しようとする中で、本当によいのか懸念する意見が出たということ記録に残しておいてください。

併せて、既に林地開発の許可が出ているという話ですが、本部会ではどの段階で、どういったことについて議論を行うべきなのか、部会はどういう機能を持っているのか、位置づけなどを説明してください。

(総合政策課 木下課長補佐)

資料2の4ページに、今回の手続の流れを記載しております。本議案は、林地開発許可が適正かどうかを審議いただくのではなく、林地開発により、現況が森林地域でなくなった地域について、土地利用基本計画上の森林地域から除外することについて、ご意見をいただきたいというものです。

(武重部会長)

森林法に基づく手続きは完了し、市町村や国土交通省との事前調整が完了されている、とするとこの部会における手続は形式的なものになってしまうということですね。この段階で開発に対して意見を述べるものではないと思いますが、加藤委員のご意見であったような抜本的な計画についてですとか、県民に分かりやすく基準を示すこと、慎重な審議をしていただきたいということが出ましたが、これらについて説明を願えますか。

(総合政策課 金井総合政策課長)

林地開発の許可の段階でしっかり審査がなされるものと考えております。

当部会における審議の内容が形式的になってしまうという点ですが、例えば農業地域の場合は、農用地区域の縮小について当部会で審議を行った後に、農振農用地の除外・農地転用の手続きが行われますが、森林地域の場合は、林地開発許可が行われた後に森林地域の縮小に関する審議が行われる流れになりますので、林地開発の段階での審議とならないことについて、ご理解いただきたいと思います。

(武重部会長)

我々の責務という部分で何を求められているのか、委員の中でもはっきりしていないのではないかとあります。

神戸委員、今までの説明の中で、ご意見や確認したい点があればお願いします。

(神戸委員)

法律上の当部会の役割等は今回ご説明のあった内容で理解できました。現状として林地としてなくなっているものについて除外しないという理由があれば議論の余地があるのでしょうか、現状として林地ではなくなっているの、森林地域の縮小については承認していくものであると考えています。

林地の開発許可の基準は、我々も含めて公の関心が高いものかと思います。太陽光発電施設の開発に係る総量的な明確な基準が現状ないというお話でしたが、景観ですとか、太陽光発電のガイドラインを定めていると聞いているので、こういう基準があるというような参考資料がありましたら、今後お示しいただけるとよいと思いました。

(武重部会長)

はい。貴重な意見ありがとうございます。今のご意見を事務局は今後の参考としてください。

(中條委員)

太陽光発電について、どのくらいまでであれば、自然エネルギーとして長野県が許可する、ということは決めてあるのでしょうか。これからまだまだ増えていくのではないのでしょうか。森林だけでなく、宅地や農地の転用も含めて増えていく可能性があります。県として今後も増やしていく方針なのでしょうか。本日欠席の野原委員からも、使用されなくなった太陽光パネルの処分問題なども今後考えていかなければならないというお話をうかがっています。

(武重部会長)

加藤委員からの質問と重なりますが、もう一度事務局から説明をお願いします。

(総合政策課 金井総合政策課長)

太陽光発電施設について、環境アセスメントの対象となる規模は規定されていますが、県全体でどの程度の太陽光パネルが設置できるかは、環境部局も把握していないかと思われまして、規制すべき限界点の設定は難しいのではないかと考えていますが、個々の開発行為については、アセスや林地開発許可等できちんと対応していきます。

使用されなくなった太陽光発電パネルの処分については、事業者が対応すべきものと考えております。

(加藤委員)

外国資本により、水源地の森林が購入されているという話を聞きます。水源地や災害防止のために保全すべき地域をしっかりと区分しておくべきで、開発行為に個別に対応しているだけでは、乱開発への対応が遅くなる危険性があるのではないのでしょうか。

(総合政策課 金井総合政策課長)

水資源の保全のための土地取引につきましては、環境部が所管している「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」により事前届出制度が導入されています。また、開発行為についても自然公園法や森林法など個別規制法により開発規制がされております。本日、議題に挙げた案件は、これらの規制や林地開発の基準をクリアしたものになりますので、水源地の保全については問題ないかと思われまして。

(加藤委員)

林地開発許可の段階の対応では遅いのではないですか。

(総合政策課 金井総合政策課長)

現状としては、こうした対応しかできないのではないかと考えております。

(加藤委員)

事業者の話ですが、事業を終了した場合には森林は元に戻すということですか。

(森林づくり推進課 松原主査)

林地開発の手続き上、ルールがございます。手続き上の4要件が担保されなければ、許可は出さないことになっております。今回の案件は、事業者の責任により対策などの担保をしております。

太陽光パネルの耐用年数はおおよそ20年になりますが、FITの買い取り制度も同じ20年ですので、20年が過ぎた段階でどうするのか、ということを経済申請書に予め記載してもらっております。造成したところは撤去してもらい、森林に戻すという業者とパネルが使える限りは使い、エネルギーの確保に努めるという業者がおります。こうしたことを設置先の市町村と必ず協定を結んで担保をしてもらうという仕組みになっております。

太陽光発電の林地開発が今後どのくらい出てくるかという点に関しては、現在FITの買い取り価格が下がってきており、採算性の観点から大規模な設置を行うということはなくなっていくのではないかと考えられます。

(加藤委員)

採算性の観点で言えば、パネル自体の価格も下がってきているので、買い取り価格が下がってきていても、案件はまだ出てくる可能性は大いにありますね。

事業者が倒産した場合の対応はあるのですか。

(森林づくり推進課 松原主査)

林地開発を申請する太陽光発電の事業者は市町村との協定の中で、収益の一部を最終的な撤去費として積み立てている事例もあれば、保険に加入して、倒産時には保険により支払いが行われるといった担保がなされている事例もあります。事業者の責任で行っているという状況かと思われまます。

(武重部会長)

他にご意見、ご質問はありますか。

資料2の4ページにあるように、事業完了確認等、森林法の手続きは完了しております。委員からは、総量的な基準がないまま開発を許可して大丈夫なのか、水源保全等を含めて長野県の素晴らしい自然を保全していかなければならないのではないかとのご意見、最終的な施設の撤去に際して残置物がないようにしてもらいたいといったご意見も出されましたので、それぞれの個別法の部局において事務の参考としてください。他の委員もご異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

それではご提案がありました、森林地域の変更につきましては、原案どおり進めていただくということで確認をさせていただきました。

その他、意見はございませんでしょうか。

〈意見なし〉

本日は、とても重要な意見もいただきましたので、事務局もこうした意見を整理しながら、関係部局につなげていただくようお願いします。

本日の議事につきましては、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(総合政策課 木下課長補佐)

ご審議ありがとうございました。以上を持ちまして、長野県総合計画審議会土地利用・事業認定部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

#### 4 閉 会